

## 吉岐市船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 吉岐市

事 業 名 : 三島航路事業

策 定 日 : 平成 31 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	7人	年 間 輸 送 人 員 数	53千人
営 業 航 路	10km	在 籍 船 舶 数	1両
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	16年
年 間 運 航 キ 口	30千km	乗 船 効 率 * 1	10.9%

\*1 乗船効率 = 延人キロ ÷ (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

#### (2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	平成26年2月12日	
実 施	平成26年4月1日	吉岐市三島航路事業条例

#### (3) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	H27	23,154千円	H28	21,516千円	H29	24,321千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H27	100%	H28	100%	H29	100%
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	H27	101,682千円	H28	97,210千円	H29	100,890千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	H27	%	H28	%	H29	%

#### 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

運賃収入が少ないため、国、県からの補助金及び一般会計からの繰入金により経営の均衡を保っている。

\*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) ÷ ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) ÷ ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

## 2. 経営の基本方針

本航路は、香岐本島と二次離島の有人島である大島・長島・原島の3島を接続する唯一の航路であり、三島地区住民の通院・通学・通勤・日用品の買出し運搬・車両輸送等の生活航路として欠くことができない交通機関である。人口減少により利用客は減少傾向にあるが、今後も三島地区の経済・教育・福祉の向上を図るため、市営航路としての体制を維持しながら、利用実態に即した運航体系と経営改善に努める。現在の船舶は、老朽化により多大な経費を費やしており、代替船を建造することで修繕費・燃料費等の経費節減を図り、持続的な航路運営を構築していくものとする。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

現在の船舶については長寿命化を図りながら、平成34年度までに代替船を建造する計画とする。代替船についてはサービスの維持・向上(バリアフリー化)を図るとともに、環境保全・省エネルギー化により経費節減を図り、船の大きさについては車両積載(普通乗用車または2トントラック 2台)を維持し、定員数について検討し船価を抑える。また、渡良浦の仮設待合所は平成23年に建設されており、耐用年数を経過することから、平成35年度までに仮設待合所の建替を計画する。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

本航路は生活航路であり、年間を通じて主な利用者は三島地区住民であることから、運賃収入は限られた水準の中で推移すると見込まれる。平成34年度までに代替船の建造を計画しているところであり、同時に運賃改定を検討することで航路の経営改善を図る。今後も事業者単独での航路維持は困難であり、本航路維持のためには、国・県からの補助金及び一般会計繰入金により収支均衡を図っていく必要がある。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

組織体制については、船員7名の内、正規職員4名、嘱託職員2名、臨時職員1名を雇用することで人件費を抑えている。平成34年度までに代替船を建造する計画であることから、その後建造費に係る借入金の償還を開始することとなるが、維持管理面では当分の間大きな修繕費は無いと見込まれる。原油価格変動等についての予測は困難であるが、船舶燃料潤滑油費については、市内全事業者による毎月単価入札を継続することで経費節減を図る。航路については、寄港地の見直し等を検討し、当該航路の実情に即した経営改善に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

交流人口拡大と経営改善につなげるため、今後も香岐市観光連盟と連携を図り、三島地区での漁業体験メニューによる島外からの観光客及び教育旅行等による利用客拡大に努めていく。

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略については、5年を目途に見直し更新を行う。
---------------------	---------------------------



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	H28 (決算)	H29 (決算見込)	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	21,600	24,352	22,717	22,490	22,266	22,043	21,823	21,605	21,389	21,176	20,965	20,755
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	4,891					18,000	333,000	333,000	331,200	297,900	264,600	231,300

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度									
区 分												
収 益 的 収 支 分	33,193	31,236	36,051	38,510	38,734	38,957	39,267	38,060	39,276	39,489	39,700	39,910
うち基準内繰入金	33,193	31,236	36,051	38,510	38,734	38,957	39,267	38,060	39,276	39,489	39,700	39,910
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	4,857	4,891						5,000	1,800	33,300	33,300	33,300
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	4,857	4,891						5,000	1,800	33,300	33,300	33,300
合 計	38,050	36,127	36,051	38,510	38,734	38,957	39,267	43,060	41,076	72,789	73,000	73,210